

令和5年(ワ)第1781号 損害賠償等請求事件

原告 外2名

被告 外2名

被告恵庭市準備書面(4)

令和6年9月3日

札幌地方裁判所 民事第1部合議係 御中

被告恵庭市訴訟代理人 弁護士 宮 永 尊



第1 原告ら求釈明申立書(5)について

1 同1について

「恵庭市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則等の一部を改正する規則」を乙C24号証として提出する。

2 同2について

被告恵庭市には、亡、被告、被告の何れかが知的障害者福祉法ないし精神薄弱者福祉法上の職親としての認定及び委託に関する資料は存在していない。

また、被告恵庭市は、亡、被告、被告に対する職親認定及び委託は行っていない。

第2 原告ら準備書面(2)第5被告恵庭市答弁書に対する反論について

被告恵庭市は、原告らの反論につき必要部分につき次のとおり再反論する。

1 同1(2)ア(7)について

原告らは、亡が恵庭市議会議員だったことを「みんな知っていた」とは限らないと反論した。

しかし、被告恵庭市保健福祉部障がい福祉課では、支援する際、どの家庭でもその世帯状況、職業等を把握している。

したがって、上記「みんな」というのは、障がい福祉課職員のことであり、「みんな」は、決して恵庭市職員全員や恵庭市民を指すものではない。

2 同 1 (2) ア (イ) について

原告らは、「被告恵庭市は、「対応に気をつけるようにとの伝達がなされたとの」などの記載があるところ（甲 17・10 頁）」、被告恵庭市は上記記載が eーふらっと若しくは訴外[]の意趣返しであると主張したことは根拠を欠くと反論した。

しかし、被告恵庭市は、「対応に気をつけるようにとの伝達」したことなどなく、訴外[]の上記記載には全く根拠がない。

当時、eーふらっとは、委託者である被告恵庭市に非協力的であり、障がい福祉課が eーふらっとに対して、お願いした事項が 10 あればその 2～3 しか要望を受けつけず、いわばサボタージュを行っているような状況であった。

それゆえ、被告恵庭市としては、eーふらっとの職員である訴外[]が、邪推してあえて記載したと考えている。

被告恵庭市が「意趣返し」と主張した意味は「邪推」の上、障がい福祉課をあえて貶めようとしたことにある。

3 同 1 (2) イ について

(1) 原告らは、「受入可能なグループホームを探すにあたっても、少なくとも性別がわからなければ、施設側としても受入可能かどうかの検討はできないであろうし（できればある程度の年齢情報もあった方が望ましい）、そもそも、ある程度の障害者区分がわからなければ、利用可能な障害福祉サービスの検討もできない。」と反論した。

しかし、障がい福祉課は、eーふらっとに対し、グループホームの空き情報の提供を求めたに過ぎず、障害者（原告ら）のグループホームを探して欲し

いなどと言っているはいない。

障がい福祉課では、そもそも入居の余地があるかを確認したく、e-ふらっとに空き情報を求めたに過ぎず、性別や年齢を伝える必要はなかった。また、グループホームのうち日中サービス支援型以外は、原則として障害支援区分は必要としないサービスである。

以上のとおり、原告らの主張は自ら設定した前提事実をもとにした主張に過ぎず、誤っている。

(2) また、原告らは、「この点、被告恵庭市の狩野主査自身が、調査委員会の聞き取りに対し、「支援するときにはどの家庭でもその世帯状況、職業等を把握するのは当たり前のこと」と述べている（乙C5・5頁）」。

しかし、原告らの反論は、グループホームを探すにあたっては、性別、障害者区分が必要であり、e-ふらっとへの情報提供は不十分であるというものであるはずである。

上記狩野主査の発言は、至極当たり前のことを言っているにすぎず、原告らは、狩野主査の発言の内容を引用するだけで、それが原告らの反論とどのように関係するのか説明もなく、原告らの上記引用は意味が不明である。

4 同1(3)アについて

原告らは、「具体的に誰が出入りしているのか明らかで無い上、仮に被告恵庭市主張を前提としても、職員や入居者の家族や支援者の出入りがある一般的な入所施設やグループホームに比べ、 家の人間と原告らしか生活していない以上、目が届きにくいことは明らかである。」と反論した。

しかし、被告恵庭市が、「隣人や出入りする者もある」と主張しており、原告らも「被告恵庭市主張を前提としても」との前置きをしているに過ぎず、原告らは、「 家の人間と原告らしか生活していない以上」との前提を導き出している。

したがって、原告らの主張は、「目が届かない」という結論を強引に導き出す

ものであり、具体的根拠に欠ける主張である。

5 同 2 (1) オ(㉒)について

原告らは、チェックリストを作成しておらず、仮にチェックリストを作成していたら、複数の項目に該当可能性があることが見て取れたはずであると反論した。

しかし、障がい福祉課においてチェックリスト項目は、業務の運営上、各項目について意識はしているが、項目に該当するまでの事実は存在しなかった。

また、チェックリストは必ず作成するものではない。特に虐待通報もない本件の場合、作成する必然性もなかった。

チェックリストは、虐待通報を受理し、コアメンバー会議を開催し、情報を収集したが虐待の有無が不明の場合に、虐待の有無について整理をするために用いるものである。

したがって、チェックリストを作成していたら虐待があったことを認定できるような原告らの反論は、原告らの主張を導き出すものに過ぎず、原告らの主張には理由がない。

6 同 2 (2) エ(㉒)について

原告らは、「熊谷職員は、「客観的な状況だけで虐待は疑われるのではないかなと思う。」とはっきり述べているのであり（乙 C 6・8 頁熊谷職員第 1 発言）、虐待の疑いは邪推などではなく、客観的に合理的な疑いであった。」と反論した。

しかし、上記熊谷職員の発言は、高橋委員の「なぜ e-ふらっとは虐待だと盛り上がっていたのか。」との問いに対しての回答に過ぎず、しかも、e-ふらっとは、当時、客観的に原告らの状況を確認していた訳ではなく、狩野主査から聞いた話しから「虐待案件として扱わざるを得ない。」と判断したに過ぎない（甲 1 7・1 0、1 1 頁）。

しかも、狩野主査は、「e-ふらっとに障害者 3 名を総合相へ連れて行ってほしいがために、ありとあらゆる可能性を述べただけのものである」（乙 1 9 号証

別添1・4頁)と述べているように福祉行政庁なら疑いをもって対応するのが当然なこともあり、抽象的な虐待可能性についてe-ふらっとに伝えたに過ぎない。

また、熊谷職員自身も「虐待認定のためのコアメンバー会議を開くには情報が足りなかった」(乙C6・8頁熊谷職員最終発言)と述べている。

したがって、熊谷職員が言う「客観的な状況」というのは、実体を確認せずに聞いた話だけをとると言う意味であり、狩野主査がe-ふらっとに対して話したことを指しているに過ぎず、かかる発言をもって「客観的に合理的な疑いであった」とする原告らの反論は誤っている。

7 同2(3)ウ(イ)bについて

原告らは、「育恵会の副会長が、被告恵庭市の狩野主査に対し、「牧場で住み込みで働いている障害者が、親方(氏)から酪農をやめるので、これからは仕事もないから勝手にしろと言われ困っているという相談を受けた…(中略)…障がい者が困っているようなので市で確認して欲しい」という連絡をした時点で(乙C21・1頁)…障害者虐待防止法上の使用者による障害者虐待の通報があったと認められる。」と反論している。

しかし、副会長の連絡内容は、獣医師から聞いたことをさらに被告恵庭市に伝え、被告恵庭市が聞いたという又聞き情報に過ぎず、その内容が真実なのかも分からない状況であった。また、「これからは仕事もないから勝手にしろ」という発言も存否について不明であり、仮にこのような話を獣医師が聞いたとしても、同発言が牧場から出てけとか、辞めろという意味なのかも不明であった。

したがって、同発言をもって虐待通報にあたるという原告らの反論は、原告らの主張に沿うこじつけに過ぎない。

8 同2(3)ウ(イ)cについて

原告らは、「原告は、…噂ではあるが、プレハブ小屋で冬期間寝泊まりし

ているので、足が凍傷になっていると聞いている」との■■■■副会長の発言をもって、使用者の障害者虐待の類型「放棄・放置」の「①必要とされる職場環境の改善や配慮を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為」に該当し、…使用者による障害者虐待の通報があった…」と反論する。

5 しかし、■■■■副会長の発言は、前記のとおり獣医師からの又聞きであり、かつ、凍傷は噂話に過ぎない。

 また、亡■■■■氏らが「使用者」に該当しないことは、被告恵庭市が従前主張してきたとおりである。

10 したがって、上記■■■■副会長の発言をもって虐待通報があったとの原告らの反論は、原告らの主張に沿い強引な結論を導いたものに過ぎず、誤りである。

以 上